

入院中の食事代について

■ 70 歳未満の方

区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食 510円
小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者			1食 300円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月 の入院日数	90日以下	1食 240円
		91日以上※	1食 190円

■ 70 歳以上の方

区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食 510円
指定難病患者			1食 300円
住民税非課税世帯 （低所得者Ⅱ）	過去12ヶ月 の入院日数	90日以下	1食 240円
		91日以上※	1食 190円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）			1食 110円

※ 91 日以上の料金を適用する場合は保険者への申請が必要な場合があります。

※ 労災保険や国の定める公費負担医療に該当する方は、食事代の負担はありません。

付き添い食の申込方法について

1. 申込方法

申込用紙に必要事項を記入して、以下の要領に則って提出してください。

	提出先	提出時間	締切
平日	会計窓口	13:00～17:00	喫食希望日前日の 17:00
平日以外	時間外窓口		

※ 一食単位（朝 400 円・昼 600 円・夕 600 円）で申込可能です。

※ 申込用紙は病棟食堂、会計窓口、時間外受付にあります。

2. キャンセル方法

申込用紙をご持参の上、上記の提出先へお申し出ください。

昼食は 11:00、夕食・翌朝食は 17:00 までのお申し出でキャンセル可能です。

療養病棟に入院する 65 歳以上の方について

療養病棟に入院する 65 歳以上の方は「居住費」が発生します。

居住費の金額は、患者さんの所得状況等によって変動します。

■ 65 歳以上の方

所得状況		居住費（1 日）
現役並みおよび一般		370 円
指定難病等		0 円
非課税	区分Ⅱ	370 円
	区分Ⅰ	370 円
	区分Ⅰで老齢福祉年金受給者	0 円

入院時食事療養（Ⅰ）

当院では、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

